

関自監貨第325号の2  
関自貨第1120号の2  
関自保第195号の2  
令和2年11月27日

一般社団法人 千葉県トラック協会長 殿

関東運輸局長

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の  
一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底願います。

国自安第127号  
国自貨第62号  
国自整第213号  
令和2年11月18日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長  
(公印省略)

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」新旧

新	旧
<p>国自安第73号 国自貨第77号 国自整第67号 平成21年9月29日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成24年 4月 6日 一部改正 平成25年 9月17日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成30年 3月30日 一部改正 令和 元年10月31日 <u>一部改正 令和 2 年11月18日</u></p>	<p>国自安第73号 国自貨第77号 国自整第67号 平成21年9月29日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成24年 4月 6日 一部改正 平成25年 9月17日 一部改正 平成29年 1月13日 一部改正 平成30年 3月30日 一部改正 令和 元年10月31日</p>
<p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 繩 総 合 事 務 局 長 殿</p>	<p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 繩 総 合 事 務 局 長 殿</p>
<p>自 動 車 交 通 局 長</p>	<p>自 動 車 交 通 局 長</p>
<p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行政処分等を行う場合は、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>1～2（略）</p>	<p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行政処分等を行う場合は、この基準に従って行うこととされたい。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>1～2（略）</p>

### 3 違反点数制度

(1)～(3) (略)

(4) (3) による違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行うべく決裁等を行った日。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

①～③ (略)

④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、又は大型自動車等無資格運転がないこと。

(5)～(7) (略)

### 4 (略)

### 5 事業停止処分

(1) (略)

(2) (1) のほかに事業停止処分を行う場合及び事業停止処分の対象とする営業所(以下「処分対象営業所」という。)は、原則として、次の表のとおりとする。

	事業停止処分を行う場合	処分対象営業所
①	一の管轄区域に係る違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が30点以下の事業者について、違反営業所等に270日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
②	一の管轄区域に係る累積点数が31点以上の事業者について、違反営業所等に180日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
③	違反点数の付与により、一の管轄区域に	当該違反営業所等の

### 3 違反点数制度

(1)～(3) (略)

(4) (3) による違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日(行政処分を行うべく決裁等を行った日。以下同じ。)から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

①～③ (略)

④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反がないこと。

(5)～(7) (略)

### 4 (略)

### 5 事業停止処分

(1) (略)

(2) (1) のほかに事業停止処分を行う場合及び事業停止処分の対象とする営業所(以下「処分対象営業所」という。)は、原則として、次の表のとおりとする。

	事業停止処分を行う場合	処分対象営業所
①	一の管轄区域に係る違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が30点以下の事業者について、違反営業所等に270日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
②	一の管轄区域に係る累積点数が31点以上の事業者について、違反営業所等に180日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
③	違反点数の付与により、一の管轄区域に	当該違反営業所等の

係る累積点数が51点以上80点以下となった場合	所在する管轄区域内の全ての営業所（ <u>5(1)各号、(2)①及び②</u> の処分対象営業所を除く。）
-------------------------	---

(注1) (略)  
(注2) (略)

(3) ~ (9) (略)

(10) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(8)に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等（自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該運転者が第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(11) (略)

(12) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(8)又は(10)に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(13) (略)

6~8 (略)

附 則 (略)

附 則 (令和2年11月18日 国自安第127号、国自貨第62号、国自整第213号)

係る累積点数が51点以上80点以下となった場合	所在する管轄区域内の全ての営業所（ <u>①及び②</u> の処分対象営業所を除く。）
-------------------------	---

(注1) (略)  
(注2) (略)

(3) ~ (9) (略)

(10) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(8)に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等（自動車事故報告規則第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該運転者が第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(11) (略)

(12) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(8)又は(10)に該当する場合を除く。）には、違反営業所等に、2の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② (略)

(13) (略)

6~8 (略)

附 則 (略)

(新規)

1. この通達は、令和2年11月27日から施行する。
2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。